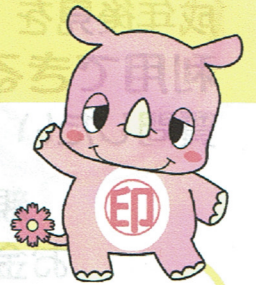


令和5年4月1日から

回覧

印西市成年後見支援センターが 開設しました！！

こんな心配はありませんか？



銀行の手続き

認知症の親のお金が
下ろせない...



認知症などにより判断能力が十分でない方の場合は、定期預金等の解約だけでなく、高額振り込みなど金融機関での手続きが必要になった時、法定後見制度の利用が求められます。

金銭管理

なんでお金がないんだろ...。
これじゃ支払いが出来ない。
1人じゃ管理出来ないよ。



判断能力が十分でない方は、金銭トラブルに巻き込まれる恐れがあります。また、サービスの利用手続きが困難になり、月々の支払いが遅れることも...。法定後見制度を利用して、支援を受けることも出来ます。

不動産の売却

父親名義の不動産を売りたいけど、
後見人を立てないと売れないと
言われてしまった...



判断能力が十分でない方は、単独で不動産の売却手続きを進めることが難しくなります。法定後見制度を利用して、売却する必要があります。

将来への不安

不安だなあ...



人はいつ認知症等になって判断能力が低下するかわかりません。安心した老後を迎えるために、任意後見制度を賢く利用するというのも一つの手です。

一人で悩まずに、お気軽にご相談ください

判断能力が十分ではない方やそのご家族、支援者の困りごとを一緒に考えます。
下記相談先にご連絡ください。

印西市成年後見支援センター（社会福祉協議会内）

印西市竹袋614-9

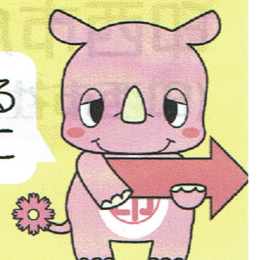
電話番号：0476-42-0294

メール：info@inzaishakyo.jp

開設日：月曜日～金曜日

開設時間：午前8時半～午後5時15分

弁護士・司法書士による
無料相談の日程は裏面に



令和5年度

成年後見制度無料相談会

成年後見を
利用できるのか
質問したい

親が認知症で
お金がおろせない
困った…

なんのために？
どんなときに
利用するの？

認知症や知的障害、精神障害などにより、
物事を判断する能力が十分ではないため、
自分ひとりでは財産の管理や生活や介護に
関する契約などをすることが難しい方の
権利を守る「**成年後見制度**」について、
弁護士や司法書士が相談をお受けします。

日程	会場	相談員
R5年 5月30日(火)	総合福祉センター(印西市竹袋614-9)	弁護士
6月27日(火)	中央駅前地域交流館(中央南1-2)	司法書士
7月25日(火)	総合福祉センター(印西市竹袋614-9)	弁護士
8月22日(火)	ふれあいセンターいんば(印西市美瀬1-25)	司法書士
9月26日(火)	総合福祉センター(印西市竹袋614-9)	弁護士
10月24日(火)	ふれあい文化館(原3-4)	司法書士
11月28日(火)	総合福祉センター(印西市竹袋614-9)	弁護士
12月26日(火)	原山サザンプラザ(印西市原山3-3)	司法書士
R6年 1月23日(火)	総合福祉センター(印西市竹袋614-9)	弁護士
2月27日(火)	牧の原地域交流センター(牧の原3-1-2)	司法書士
3月19日(火)	総合福祉センター(印西市竹袋614-9)	弁護士

◎対象者：市内在住または在勤の方

◎定員：各回2組

◎時間：①13:30～ ②14:30～

◎相談時間：1組45分程度

印西市成年後見支援センター

(印西市社会福祉協議会内)

お問い合わせ・お申し込み

TEL 0476(42)0294

